

## 集会宣言

私たちの人権交流京都市研究集会は、本日、ここに記念すべき 50 回を迎えました。

半世紀にわたる長い道のりにおいて、先人たちの粘り強い取り組みが、私たちの集会を継続させてきました。「部落問題をみんなのものに！」という初期のスローガンは、他者の声に耳をすますこと。他者の痛みを感じ取ること。そして、自らの痛みについても、発することをためらわないこと。その勇気を獲得することが大事であると訴え続けてきました。

けれども、この 50 年で変貌を遂げた世界の姿は、最上位 1% が下位 99% よりも多くの富を所有し、人々はより長く働き、受け取る賃金は少なくなっています。格差はますます広がり、人々の不安や不満を悪用する政治指導者は、排外主義的で不寛容な言説を流布させることで、差別やヘイトスピーチを煽っています。

昨年、旧優生保護法（1948 年～1996 年）のもと、障害を理由として「不幸な子孫を残さない」との発想で、不妊手術を強制させられた方々が、国を相手に国家賠償と謝罪を求めて提訴しました。戦後の 50 年近くにわたって「優性思想」が生き続け、しかもその後 20 年以上、何ら補償もされてこなかったことは、私たちの国が実はいかに「変わっていなかったか」を示しています。国会での真摯な議論と、被害者への誠実な謝罪が今後の社会にとって重要です。

変わらなければならない、差別を許してはならない、その表れとして 2016 年に「障害者差別」「外国人へのヘイトスピーチ」「部落差別」の 3 つの課題について法律が制定されました。さらに包括的な人権侵害救済に向けた法制定が求められています。

こうした法律が暮らしの中で生かされるためには、「個人の尊厳と人権の尊重」をあらゆる場面で念頭に置き、「共に生きていける社会」をどのように実現していくのか。私たち一人ひとりが、自分にできることを考えていくことが大切です。個々人の生活圏での実践、その積み重ねが世界を変えていくのです。

私たちは、共生・協働の社会創造に向けこれからも歩みを続けていきます。

2019 年 2 月 23 日

第 50 回人権交流京都市研究集会 参加者一同

